

社会福祉法人みきの家 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みきの家（以下「法人」という）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事・監事及び評議員をいう。
2. 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人の業務を主として行う者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
4. 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。
5. 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年総額1000万円の範囲で、施設の昇給基準表を基準に理事会にて決定し、各人に支給することができる。
- 3 非常勤役員・評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員に対しては、理事会への出席等必要のつど、別表1により定額を支払うことができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度の規定により、退職手当を支給することができる。

(報酬の支払い日)

第4条 常勤役員への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員・評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員に対しては、理事会への出席等、必要のつど支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費及び通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

2 非常勤役員・評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員には、別表1に定める交通費を支払う。

(その他の費用)

第7条 法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した、前条以外の費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成31年4月から施行する。